

## 第 12 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 7 月 25 日（木）午前 9 時 33 分から 10 時 0 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

### 3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子		
会長職務代理者	1 1 番	牛野 進一郎		
農業委員	1 番	久保田 力雄	2 番	砂坂 浩一郎
	3 番	高田 真盛	6 番	中之藺 堅二郎
	7 番	寺内 秀昭	8 番	福 富久
	1 0 番	上山 幸夫		

### 農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	上妻 亜紀
ハ.	野里 一則	ニ.	片板 大作
ホ.	雨田 俊哉	ヘ.	原田 晃生
ト.	小脇 尚武		

### 4. 欠席委員

農業委員	4 番	黒木 りか	5 番	小山 幸良
	9 番	中島 一三		

### 農地利用最適化推進委員（順不同）

チ.	崎田 善昭
----	-------

### 5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 6 年度第 4 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

## 7. 会議の概要

- 事務局 事務局より資料の修正があります。
- 事務局 お配りしている2枚綴りの資料ですが、議案第1号の総括表・計画内訳書と差替えをお願いします。
- 事務局 それでは開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。  
農業委員議席番号4番 黒木りか委員、5番 小山幸良委員、9番 中島一三委員。  
農地利用最適化推進委員の崎田善昭推進委員であります。  
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただ今から、第12回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
（「はい。」の声あり。）
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号1番 久保田力雄委員、6番 中之藺堅二郎委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第4号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。  
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。  
議案第1号は、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権4件を定めたいので、承認を求めます。  
先ほど配付した2枚綴りの資料をご覧ください。  
農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。  
存続期間は令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間で3件、令和6年10月1日から令和16年9月30日までの10年間で1件の合計4件です。  
資料は4ページ、内訳書になります。  
整理番号1番、南種子町〇〇××番地、A・87歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・65歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は

10 アール当り〇万円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は6ページに添付しております。

整理番号2番、南種子町〇〇××番地、C・59歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・65歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は7ページに添付しております。

整理番号3番、南種子町〇〇××番地、D・53歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、E・41歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡でばれいしょを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は10年の再設定です。図面は8ページに添付しております。

整理番号4番、山梨県甲斐市〇〇××番地、F・69歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、G・41歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか1筆、地目はすべて畑、面積は2筆合計●●㎡で安納芋、牧草を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は9ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第1号について、質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：H、譲受人：Iを議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料10ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、所有権移転1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 H。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 I です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか1筆。地目はすべて畑、地積は2筆合計●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は11ページから添付しています。

この件につきましては、7月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番 6番委員。

6番委員 HさんとIさんは親戚関係ではありません。4、5年前に〇〇で水害がありまして、それからIさんがHさんのミカン畑（タンカン・ポンカン）を手伝っていたことから、今回Hさんの方からは是非買ってほしいと話があり、それで買うことになりました。Iさんは近い将来、観光農園を経営したい意向のようです。

議長 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 長 異議がないようですので、議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請人：Jを議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。事務局。

事務局 16ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第4条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。

それでは資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が、大阪市旭区〇〇番一××号 J。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番。地目は畑。地積は●●㎡です。

また、一体利用する土地として、〇〇字▽▽××番の宅地が●●㎡で、所要面積の合計は2筆で●●㎡です。

工事計画については、令和6年8月から令和6年12月までの5ヶ月間。  
資金としては、必要経費が土地造成費〇〇万円で、別途5条申請の譲受人が負担することとなっております。

転用目的は進入路です。転用事由の詳細としましては、このあと議案第4号でもご説明いたしますが、別途5条申請されている建物敷地及び譲渡人所有の××番の農地への進入路として、5条申請の譲受人と持分2分の1で申請するものです。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、  
造成計画としては現状のまま利用する。周辺農地への対策として、幅2.5m程度の緑地・緩衝地を設けることとしています。

なお、申請地は農用地区域外、都市計画区域内で、農地区分は「3種農地」の「300m以内農地」に該当します。

参考資料は17ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、7月10日の現地調査において申請内容等について確認を実施しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番委員 整理番号1番 10番委員。  
事務局から説明がありましたが、資料18ページをご覧ください。これは▽▽公民館の前の道を挟んで右側の土地です。向かい側に家が2、3軒建っているんですが、その1番奥の方にあつて、今回の場合は奥の畑・宅地に対しての進入路になります。道幅を4メートルほど確保したいということで、今回申請が出たものであります。18ページをご覧ください。分かりませんが、××番の畑、●●㎡と××番の宅地、●●㎡を合わせたところが今回の申請地になります。

議長 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：J、譲受人：K外1件、を議題にします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。事務局。

資料の22ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求め  
るもので、転用申請が2件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、大阪市旭区〇〇番××号 J。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Kです。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番、地目は畑、地積は●●㎡。一体利用  
する土地として〇〇字▽▽××番、地目は宅地。地積は●●㎡です。2筆  
合計面積は●●㎡です。

工事計画は、令和6年8月から令和6年12月までの5ヶ月間。

資金については、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、居宅の建築費  
〇〇円、カーポート〇〇円の合計〇〇円となっており、全て融資で賄うも  
のです。

転用目的は、一般住宅です。

転用事由の詳細としましては、「現在借家住まいで子供も成長し手狭に  
なってきたため、当該地を買い受け、一般住宅を建築するもの」とのこと  
です。

周囲の状況につきましては、東側の里道、北側の譲渡人所有の農地以外  
は宅地に囲まれております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、

- (1) 造成計画が、盛土・切土を最高0.3m行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策として幅2.5m程度の緑地・緩衝地を設  
ける。
- (4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及  
び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「3種  
農地」の「300m以内農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は23ページから添付しています。

整理番号2番は整理番号1番と関連がありますので、重複するところは  
説明を省略いたします。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番。地目は畑。地積は●●㎡です。

また、一体利用する土地として、〇〇字▽▽××番の宅地が●●㎡と  
なっており、所要面積の合計は2筆で●●㎡です。

工事計画については、令和6年8月から令和6年12月までの5ヶ月間。

資金としては、必要経費が土地造成費〇〇円で、融資で賄うものです。

転用目的は進入路です。転用事由の詳細としましては、整理番号1番の  
建物敷地への進入路です。議案第3号においてご説明しましたとおり、譲  
渡人所有の××番の農地への進入路としても利用するため、譲渡人との持

分2分の1で申請するものです。

なお、申請地は農用区域外、都市計画区域内で、農地区分は「3種農地」の「300m以内農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は28ページから添付しています。

以上2件につきましては、7月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番・2番、10番委員。

10番委員 　それでは説明します。資料23ページをご覧ください。先ほど説明しましたとおり、▽▽公民館の前の道を挟んだ反対側の住宅が並んだ土地になります。4条で出ました取付道路、進入路ですが、それに付随して一番奥に住宅が計画されております。24ページを見ていただくと分かりますが、建物配置図があり、居宅・カーポートの下の方に続いて進入路があります。居宅建設地が××番の宅地と××番の畑で、××番の宅地と××番の畑が進入路として使われます。JさんからKさんへ譲渡される土地です。Kさんがここに家を建てまして、先ほど4条で申請したのは資料右側の進入路になります。

議長 　以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 　議案第5号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人：Lを議題にします。

それでは、事務局より議案第5号の説明をお願いします。事務局。

事務局 　34ページをお開きください。

議案第5号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について審査を求めるもので、件数は1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 L。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番。

登記地目は畑、地積は●●㎡です。

変更年月日については、平成10年以前です。

現況としましては、『申請地は平成10年以前より耕作をしておらず、竹木等が生い茂った状態であり、山林として利用され現在に至っています。』とのことです。

参考資料は35ページから添付しております。

この件の内容につきましては、7月10日の現地調査において相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番、10番委員。

10番委員 36ページをご覧ください。これはまだ地籍調査が終了していない土地ですが、ここは▽▽を左に入ったところです。ここには道がありません。昔は通れる道がありましたが、現在は通る道もなく荒れている状況です。今回Lさんが非農地申請したものであります。

議長 長 以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第5号については、原案のとおり決定しました。

議長 長 以上で、第12回農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。